

# 特定避難勧奨地点に関するQ&A

**Q 1 指定されると避難しなければならないのですか？**

A 1 避難は強制ではありません。残る選択肢もあります。

**Q 2 どんなメリットがあるのでしょうか？**

A 2 東電による賠償が確実に受けられますし、免税措置もあります。賠償には、避難のための費用、事業で損じた賠償、資産価値の低下に関する賠償が含まれます。

**Q 3 不動産価値が下がるのでは？**

A 3 指定されると、不動産価値の減少分が賠償の対象となるというメリットがあります。

**Q 4 国の調査に基づいて決められるのでは？**

A 4 国の詳細調査は下記の問題点がありました。

- 山沿いの一部地域に限定されていた。
- 庭先と玄関先の2箇所を測っただけ。

専門家による調査により、調査地域の外でも、高い空間線量や高濃度の土壤汚染が点在することが明らかになっています。調査は、渡利地区全域で行い、室内なども測定するべきです。また、土壤汚染についても測定するべきです。

**Q 5 子どもや妊婦への配慮はあるのですか？**

A 5 伊達市や南相馬市では、市の要請により、子ども・妊婦のいる世帯について、通常よりも厳しい基準が適用されました。

南相馬市：50cm 高で  $2.0 \mu\text{Sv/h}$  以上で指定  
伊達市： $2.7 \mu\text{Sv/h}$  以上で指定

福島市の場合、除染を優先的に行うとのみされています。

**Q 6 学校や通学路などは優先して除染を行ったので大丈夫では？**

A 6 専門家による調査から、モデル除染事業を行った通学路からも、高い線量や高濃度の土壤汚染が見つかっています。土壤汚染は、チェルノブイリの、「特別規制ゾーン」(一番厳しい規制のレベル)相当の場所もあります。除染では短期的には効果がなかなかあがらないため、子どもを持った世帯が避

難しやすい環境をつくるのが重要です。

**Q 7 放射線量は自然に下がっていくのでは？**

A 7 渡利地区のように、山林に挟まれ、山林から雨のたびに汚染土壌が流れ込む位置にある場合、雨などで放射能が拡散し、低下する効果は見込めず、逆に高くなる傾向が確認されています。

**Q 8 土壤汚染の影響は考慮されているのでしょうか？**

A 8 指定に際して、土壤汚染の実状は全く考慮されていません。

**Q 9 福島市による除染計画が進むのを待てばよいのでは？**

A 9 福島市が示した除染目標(2年後に1マイクロシーベルト/時以下)では、計画通り実施されたとしても時間がかかり、目標線量も高すぎます。計画通り進む保障はありません。その間にも子どもたちに被ばくを強いることとなります。子どもや妊婦を優先して避難させる必要があります。

**Q 10 特定避難勧奨を地区全体での指定というのは、制度の趣旨に合わないのでは？**

A 10 渡利地区のように、ホットスポットが地区全体に広がり、雨のたびに土壤汚染が進むような地区では、実状に合わせて制度の運用を柔軟にすべきです。

**Q 11 避難による人口流出は、福島市の経済をダメにするのでは？**

A 11 除染が済むまでの間、福島市に住民票を残したまま、福島市民として避難するなどの方策はあります。何より、福島市のイメージのために、渡利の子どもたちの健康が犠牲になるということはあってはならないことではないでしょうか。

**Q 12 指定は国が基準によって行うもので、住民が何を言っても無駄なのでは？**

A 12 子ども・妊婦基準など、南相馬市や伊達市の指定に際しては、住民の意向が一定反映されました。渡利地区の指定に際して、当事者である渡利住民の意向を無視することは、あってはなりません。

## 解説

### 渡利地区の特性

渡利地区は、山林から雨のたびに汚染土壌が流れ込み、放射能濃度が高くなる特性があります。ホットスポットが地区全域に点在しており、世帯ごとではなく、地域全体で指定される必要があります。

### 避難区域と賠償

現在、警戒区域、計画的避難区域、特定避難勧奨地点などの避難区域・地点が定められています。特定避難勧奨地点は、避難するかどうかは住民の判断に任されています。

原子力損害賠償紛争審査会が8月5日に発表した中間指針では、避難区域・地点からの避難については、交通費、宿泊費、生活費の増加分などの避難費用、精神的損害（事故発生から6カ月は一人当たり月額10万円、それ以降は月額5万円）などの支払いについて定めています。

避難区域内の、事業の損失、資産価値の低下なども賠償の対象となっています。

避難区域外からのいわゆる「自主的避難」については、現段階では賠償のルールは決まっていません。

### 年20ミリシーベルトは高すぎる

政府の避難基準年20ミリシーベルトは、国内法令や国際基準に比べても高すぎます。20ミリシーベルト基準はチェルノブイリの避難基準（1～5ミリシーベルト；移住の権利ゾーン）と比較しても高すぎます。

- ・ 法令による公衆の年間の線量限度...年1ミリシーベルト
- ・ 放射線管理区域（18才未満の労働禁止、一般人の立入禁止、厳格な線量管理）...年5.2ミリシーベルト、0.6マイクロシーベルト/時に相当
- ・ 原発労働者のガンや白血病の労災認定...基準：年5ミリシーベルト～、実績：年5.2ミリシーベルト～
- ・ ドイツの原発労働者の被ばく限度...年5ミリシーベルト

### チェルノブイリ原発の周辺国の避難基準

	セシウムによる土壌汚染	積算線量
特別規制ゾーン（1）	1,480 キロベクレル/平方メートル以上	
移住の義務ゾーン	セシウムによる土壌汚染 555 キロベクレル/平方メートル以上	年5ミリシーベルト以上
移住の権利ゾーン（2）	セシウムによる土壌汚染 185～555 キロベクレル/平方メートル	年1～5ミリシーベルト
徹底的なモニタリングゾーン	37～185 キロベクレル/平方メートル	0.5～1ミリシーベルト

1 専門家の調査で、渡利・小倉寺の5か所中4箇所で、チェルノブイリの特別規制ゾーンに匹敵する土壌汚染が計測されました。

2 「移住の権利ゾーン」の住民は、避難するか、とどまるかを選択することができました。避難する住民には、補償、移転先の住居の提供、医療サポート、とどまる住民にも医療サポートが提供されました。

### 子どもや妊婦は優先的に避難を

子どもや妊婦は、通常の成人よりも放射線による被ばく感受性が数倍高いと言われていています。また、妊娠可能な女性も影響を受けやすいと言われていています。

福島市は先般の大波地区における説明会で、毎時3.1マイクロシーベルトを適用するとしていました。放射線管理区域の基準は、毎時0.6マイクロシーベルト相当ですので、この基準は、放射線管理区域の6倍となります。伊達市、南相馬市では、次のように子ども・妊婦の基準を設けています。

	伊達市	南相馬市	福島市大波
勧奨地点指定基準	3.2 $\mu$ Sv/h 以上	3.0 $\mu$ Sv/h 以上	3.1 $\mu$ Sv/h 以上
子ども・妊婦基準	2.7 $\mu$ Sv/h 以上 で勧奨地点指定	2.0 $\mu$ Sv/h (50cm) 以上 で勧奨地点指定	2.0 $\mu$ Sv/h 以上 で除染

### 除染と避難の両立

政府や福島市は、除染を計画的に行うとしています。しかし、福島市の計画でも、2年かけて1マイクロシーベルト/時にしかならず、山林は目処が立っていません。除染モデル事業も効果は限定的です。たとえば、大波地区では、除染による放射線量の削減効果は下記のように限定的でした。

地上1m高	6.7%
地上50cm高	11.8%

除染ボランティアに市民を動員するだけではなく、その間に子どもや妊婦を優先的に避難させる政策との両立が求められています。

### コミュニティを壊さない避難のあり方

特定避難勧奨地点は、避難の選択ができる上に、確実に補償を得ることができる一方、世帯ごとに指定されるため、地域コミュニティが分断されるという問題があります。現在、渡利地区での指定が問題になっていますが、世帯ごとではなく地域全体で指定される必要があります。

お問い合わせ：

福島老朽原発を考える会 阪上 / 090-8116-7155

FoE Japan 満田（みつた） / 090-6142-1807